

瑞穂町後援名義使用承認事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、瑞穂町（以下「町」という。）が各種事業を後援する基準及び手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(後援の基準)

第2条 町が後援する事業は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、すでに実施した後援事業で後援条件を履行しなかったものについては、当分の間新たな後援はしないものとする。

- (1) 国、地方公共団体、社会教育関係団体若しくは公益法人その他これらに類する団体（以下「団体等」という。）が実施する事業であること。
- (2) 事業内容が、教育、芸術、芸能、学術、文化及びスポーツの向上に寄与するもので、かつ公益性がある事業であること。ただし、営利活動、政治活動又は宗教活動と認められるものを除く。
- (3) 町行政の運営に関する一般方針に反しない事業であること。
- (4) 事業対象が町民全体又は相当な範囲のものを対象とする事業であること。
- (5) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断される事業であること。
- (6) 入場料その他これに類するものを徴収しないこと。ただし、やむを得ず入場料その他これに類するものを徴収する場合は、当該事業の運営にかかる必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額とする。
- (7) 開催場所が公衆衛生、災害防止等について、十分な配慮が講じられていること。
- (8) 開催場所が西多摩地域又は、近隣自治体（武蔵村山市、立川市、昭島市）で実施される事業であること。ただし、町が特に認めた場合はこの限りでない。

(9) 瑞穂町教育委員会の後援名義を受けていない事業又は、受ける予定がない事業であること。

(申請の手続)

第3条 事業を行う団体等が当該事業の後援を受けようとするときは、あらかじめ後援名義使用申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、事業開始の1か月前までに、町へ提出しなければならない。

(承認の条件及び範囲)

第4条 町は、前条の申請について後援名義を承認したときは、次の各号に掲げる条件を付して、後援名義使用承認書(様式第2号)を、当該申請者に交付するものとする。

(1) 後援の内容は、プログラム、ポスター等への名義掲載を原則とする。

(2) 後援名義使用承認期間は、承認した日から当該事業終了までとし、長期にわたるものは2か月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。

(3) 後援名義使用は、申請された事業についてのみ使用承認する。

(4) 広告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等提出すること。

(5) 事業の実施に関し発生した事故については、一切の責任は負わない。

(承認事項の変更)

第5条 後援名義使用の承認を受けた団体(以下「承認団体」という。)は、その事業の内容を変更する場合には、速やかに後援名義承認事項変更申請書(様式第3号)を町に提出し、変更の承認を受けなければならない。

2 町は、前項の申請について変更を承認したときは、後援名義承認事項変更承認書(様式第4号)を当該申請者に交付するものとする。

(承認の取消し)

第6条 承認団体が、次の各号の一に該当したときは、承認を取消し、後援名義使用取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請により事業の後援の承認を受けたとき。
- (2) 後援名義使用の承認を辞退したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 名義を他人に譲渡したとき。
- (5) 承認事項に変更が生じ、承認されなかったとき。

(実績報告)

第7条 承認団体は、当該事業を終了したときは、速やかに後援事業実績報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(決定区分)

第8条 名義使用の使用承認は、関係課長の合議を経て町長が決定し、結果を町に報告するものとする。

(事務処理)

第9条 後援名義使用承認の事務は、事業内容の関連がもっとも深い課係が行うものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が随時定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。